

日医発第 2263 号（地域）

令和 5 年 3 月 7 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

釜 菫 敏

（公印省略）

医師法に基づく 2 年に一度の医師の届出について（再周知のお願い）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局医事課より、標記に関する周知依頼がありました。

医師法に基づく 2 年に一度の医師の届出につきましては、令和 4 年 1 月 9 日付（日医発第 1575 号(地域・情シ)）の文書をもってご案内いたしましたが、現在の届出状況から、まだ届出を行っていない医師がいることが見込まれるとのことです。

医師届出票は、重要な基礎資料となるだけでなく、本届出票を基に「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されます（※届出を行わない場合、検索しても「条件に該当する医師等は存在しません」と表示されます）。休業中や現在診療に従事していない場合も含め、全ての医師に届出を行っていただく必要があります。

つきましては、現時点でまだ届出を行っていない場合には、速やかに届出（オンライン又は保健所）を行っていただくよう、会員への再周知をよろしくお願い申し上げます。

【参考】

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryoojujisha-todokede-sys.html

日本医師会ホームページ

<https://www.med.or.jp/doctor/region/001757.html>

事務連絡
令和5年3月6日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省医政局医事課

医師法に基づく2年に一度の医師の届出について（依頼）

標記につきましては、従来から御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

医師法（昭和23年法律第201号）第6条第3項の規定により義務づけられた2年に一度の医師の届出について、今回から、医療機関等に勤務する医師について、オンラインによる届出を可能とした上で、本年1月16日を提出期限として実施したところです。

医師届出票は、公的統計を作成する基礎資料となるだけでなく、国や都道府県における医師確保対策について検討する上でも重要な基礎資料となるものであり、また、本届出票を基に「医師等資格確認検索システム」に氏名等が掲載されることとなります。

休業中の方も含め、全ての医師に届出をしていただく必要があるため、現時点で、まだ届出を行っていない場合には、速やかに届出していただくよう、貴会会員の方々への周知について、改めて特段の御配慮をお願いいたします。